

専利行政法執行弁法（意見募集案）対照

2010年8月26日

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

専利行政法執行弁法（意見募集案）対照

（2010年8月）

専利行政法執行弁法（現行）	専利行政法執行弁法（意見募集案）
<p>第一章 総則</p>	<p>第一章 総則</p>
<p>第一条</p> <p>専利権（特許、実用新案、意匠）侵害紛糾を効果的に処理し、専利紛糾を調停し、他人の専利を偽造し専利を偽る行為を調査処分し、専利権を保護し、社会主義市場経済の秩序を擁護、規範化するために、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国専利法実施細則」およびその他の法律法規に基づき、本弁法を制定する。</p>	<p>第一条</p> <p>専利行政法執行行為を規範化し、専利権者と社会公衆の合法的な權益を保護し、社会主義市場経済の秩序を擁護するために、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国専利法実施細則」およびその他の法律法規に基づき、本弁法を制定する。</p>
<p>第二条</p> <p>専利管理部門が専利権侵害紛糾を処理し、他人の専利を偽造し専利を偽る行為を調査処理するには、事実を根拠とし、法律を基準とし、公正、迅速の原則を遵守しなければならない。</p> <p>専利管理部門が専利紛糾を調停するには、法律の規定に照らして、事実を明らかにし是非を明確にするという基礎に基づいて、当事者が相互に理解し、調整協定を結ぶよう促す。</p>	<p>第二条</p> <p>専利管理部門が専利に係わる行政法執行を実施し、即ち専利権侵害紛糾の処理、専利紛糾の調停並びに専利偽称行為の取締りの実施に当たって、本弁法を適用する。</p> <p>専利管理部門が専利権侵害紛糾を処理するには、事実を根拠とし、法律を基準とし、公正、迅速の原則を遵守しなければならない。</p> <p>専利管理部門が専利紛糾を調停するには、自由意志、合法の原則に従い、事実を明らかにし是非を明確にする上で、当事者同士が相互に理解し、合意を達成するように。</p> <p>専利管理部門は専利偽称行為の取り締まりに当たって、法規定に基づき、公正、公開の原則を遵守しなければならない、行政処罰の実施に当たって事実を根拠とし、違法行為の事実、性質、情状及び社会への加害程度に相当しなければならない。</p>
<p>第三条</p> <p>専利管理部門は専門機関を設置、または専任の人員を配備して専利権侵害紛糾の処理や専</p>	<p>第三条</p> <p>専利管理部門は専門機関を設置、または専任の人員を配備して専利権侵害紛糾の処理や専</p>

利紛糾の調停、他人の専利を偽造し専利を偽る行為を調査処分する。

案件の担当者は国家知識産権局の発行した専利行政法執行証書を持たなければならない。案件の担当者は公務執行時に適切な服装をしなければならない。

第四条

重大な影響を持つ専利権侵害紛糾案件や他人の専利を偽造し専利を偽る行為については、国家知識産権局は必要などときには専門の専利管理部門を組織して処理、調査処理を行うことができる。

専利管理部門が専利権侵害紛糾を処理、専利紛糾を調停、他人の専利を偽造し専利を偽る行為の調査処理において直面した困難な問題は、国家知識産権局が指導しなければならない。

利紛争の調停、**専利偽称行為**を調査処分する。

案件の担当者は国家知識産権局又は省、自治区、直轄市人民政府の発行した専利行政法執行証書を持たなければならない。案件の担当者は公務執行時に適切な服装をしなければならない。

第四条

省、自治区、直轄市人民政府の専利管理部門は**専利権侵害紛争、専利偽称行為**が全国に重大な影響を及ぼすと認識し、又はその行為の発生地が二つ以上の省、自治区、直轄市に及ぶ場合、**国家知識産権局**に報告して、関連する専利管理部門を組織して処理、調査処理を行うよう申請することができる。

専利管理部門が専利権侵害紛争を処理、専利紛争を調停、**専利偽称行為**の調査処理において直面した困難な問題について、国家知識産権局が指導と支持を与えなければならない。

第五条

専利管理部門が現地の実際に基づき、実際の処理能力を有する、区、県級人民政府が設立した専利管理部門に、**専利偽称行為**の調査処理、**専利紛争**の調停を委託することができる。

委託者が受託者の、**専利偽称**の調査処理、**専利紛争**の調停の行為について監督し、且つ該行為の結果に対して法的責任を負わなければならない。

第六条

専利管理部門が指定した案件の担当者は当事者と直接利害関係がある場合、忌避しなければならない。当事者には忌避を申請する権利を有する。当事者が忌避を申請した場合、その理由を説明しなければならない。

専利管理部門の責任者が案件担当者の忌避について決定を下すものとする。忌避するかどうかの決定が下されるまでに、被申請人が本件への参加を一時停止するものとするが、案件において緊急措置を取る必要のある場合はこの

第二章 専利権侵害紛糾の処理

第五条

専利管理部門に専利権侵害紛糾の処理を請求するには、次の条件に適合しなければならない。

- (一) 請求人が専利権者または利害関係者である。
- (二) 明確な被請求人が存在する。
- (三) 明確な請求事項と具体的な事実、理由が存在する。
- (四) 案件を受理する専利管理部門の案件受理範囲と管轄に属する。
- (五) 当事者が当該専利権侵害を人民法院に提訴しない。

第一項で述べる利害関係者には専利実施許可契約の被許可人、専利権の合法的な継承人を含む。専利実施許諾契約の被許可人のうち、独占実施許諾契約の被許諾人は単独で請求を提出することができる。排他実施許諾契約の被許諾人は専利権者が請求していない状況の下で、単独で請求を提出することができる。

契約に別途約定のある場合を除き、普通実施許諾契約の被許諾人は単独で請求を提出することはできない。

第六条

専利管理部門に専利権侵害紛糾の処理を請求する場合、請求書および専利権に関連する専利証書のコピーを提出し、また被請求人の数に応じて請求書の副本を提出しなければならない。

必要な時には専利管理部門は国家知識産権局に対して関連する専利権の法律状態を確認することができる。専利権侵害紛糾が実用新型専利に関連する場合、専利管理部門は請求人に対して国家知識産権局が発行した検索報告を

限りではない。

第二章 専利権侵害紛争の処理

第七条

専利管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求するには、次の条件に適合しなければならない。

- (一) 請求人が専利権者または利害関係者である。
- (二) 明確な被請求人が存在する。
- (三) 明確な請求事項と具体的な事実、理由が存在する。
- (四) 案件を受理する専利管理部門の案件受理範囲と管轄に属する。
- (五) 当事者が当該専利権侵害を人民法院に提訴しない。

第一項で述べる利害関係者には専利実施許可契約の被許可人、専利権の合法的な継承人を含む。専利実施許諾契約の被許可人のうち、独占実施許諾契約の被許諾人は単独で請求を提出することができる。排他実施許諾契約の被許諾人は専利権者が請求していない状況の下で、単独で請求を提出することができる。

契約に別途約定のある場合を除き、普通実施許諾契約の被許諾人は単独で請求を提出することはできない。

第八条

専利管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、請求書及び下記の証明書類を提出しなければならない。

(一) 主体資格証明、即ち個人の場合、住民身分証明書又はその他の有効身分証明書を提出し、団体の場合、有効な営業許可証又はその他の主体資格証明書副本及び法定代表者或いは主要責任者の身分証明書を提出しなければならない。

(二) 専利権有効証明、即ち専利登記簿副本又は専利証書とその年の専利年金納付済み領

提出するよう要求することができる。

第七条

請求書には次の内容が記載されなければならない。

(一) 請求人の氏名または名称、住所、法定代表人または主な担当者の氏名、職務、代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機関の名称、住所。

(二) 被請求人の氏名または名称、住所。

(三) 処理を請求する事項および事実と理由。

関連の証拠と証明資料は請求書の添付の形式で提出することができる。

請求書は請求人が署名または捺印しなければならない。

第八条

本弁法第5条規定の条件に適合する請求は、専利管理部門は請求書を受理した日から7日以内に立案しまた請求人に通知、同時に3人または3人以上の奇数の担当者を指定して当該専利権侵害紛争を処理する。請求が本弁法第5条規定の条件に適合しない場合、専利管理部門は請求書を受理した日から7日以内に請求人に不受理を通知し、また理由を説明しなければならない。

第九条

専利管理部門は立案日から7日以内に請求書およびその添付の副本を郵便や直接提出、またはその他の方法により被請求人に送達し、受理

収書。

専利権侵害紛争が実用新型専利又は**外觀設計専利**に関連する場合、専利管理部門は請求人に対して国家知識産権局が発行した**専利権評価報告又は実用新型専利検索報告**を提出するよう要求することができる。

請求人が被請求人の数に応じて請求書の副本**及び関連証拠**を提出しなければならない。

第九条

請求書には次の内容が記載されなければならない。

(一) 請求人の氏名または名称、住所、法定代表人または主な担当者の氏名、職務、代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機関の名称、住所。

(二) 被請求人の氏名または名称、住所。

(三) 処理を請求する事項および事実と理由。

関連の証拠と証明資料は請求書の添付の形式で提出することができる。

請求書は請求人が署名または捺印しなければならない。

第十条

本弁法**第7条**規定の条件に適合する請求は、専利管理部門は請求書を受理した日から7日以内に立案しまた請求人に通知、同時に3人または3人以上の奇数の担当者を指定して当該専利権侵害紛争を処理する。請求が本弁法**第7条**規定の条件に適合しない場合、専利管理部門は請求書を受理した日から7日以内に請求人に不受理を通知し、また理由を説明しなければならない。

第十一条

専利管理部門は立案日から7日以内に請求書およびその添付書類の**副本を被請求人に送達**し、受理日から15日以内に**答弁書**を提出し、**且つ請求人の数に応じて答弁書の副本を提出**

日から 15 日以内に答弁書一式 2 部を提出するよう要求しなければならない。被請求人が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、専利管理部門の処理の進行には影響しない。

被請求人が答弁書を提出した場合、専利管理部門は受理した日から 7 日以内に答弁書の副本を郵便、直接提出、またはその他の方法により請求人に送達しなければならない。

第十条

専利管理部門の専利権侵害紛糾処理においては、案件状況に基づいて口頭審理を行うか否かを決定することができる。専利管理部門が口頭審理を行うと決定した場合、口頭審理の少なくとも 3 日前に当事者に口頭審理を行う時間と場所を知らせなければならない。当事者に参加を拒否する正当な理由が存在しない場合、または許可を得ずに途中で退出した場合、請求人に対しては請求の撤回として処理し、被請求人に対しては欠席として処理する。

第十一条

専利管理部門が口頭審理を行う場合、口頭審理の参加人と審理の要点を記録に記入し、間違いのないことを確認した後、案件の担当者と参加人が署名または捺印する。

するよう要求しなければならない。被請求人が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、専利管理部門の処理の進行には影響しない。

被請求人が答弁書を提出した場合、専利管理部門は受理した日から 7 日以内に答弁書の副本を請求人に送達しなければならない。

第十二条

当事者は自分が提出した主張について挙証の責任を負うものとするが、法律に別途定めがある場合はこの限りではない。

当事者は客観的な原因により自分で証拠収集できない場合、専利管理部門に調査、証拠の保全を行うよう請求することができる。

第十三条

専利管理部門が専利権侵害紛争を処理する時、当事者双方が調停協議を結ばせるよう当事者の意志に基づいて調停を行うことができる。調停が成立しない場合、適時に処理決定を下さなければならない。

第十四条

専利管理部門の専利権侵害紛争処理においては、案件状況に基づいて口頭審理を行うか否かを決定することができる。専利管理部門が口頭審理を行うと決定した場合、口頭審理の少なくとも 3 日前に当事者に口頭審理の時間と場所を知らせなければならない。当事者に参加を拒否する正当な理由が存在しない場合、または許可を得ずに途中で退出した場合、請求人に対しては請求の撤回として処理し、被請求人に対しては欠席として処理する。

第十五条

専利管理部門が口頭審理を行う場合、口頭審理の参加人と審理の要点を記録に記入し、間違いのないことを確認した後、案件の担当者と参加人が署名または捺印する。

第十二条

専利法第 56 条第 1 項で述べる「発明または実用新型専利権の保護範囲はその権利要求の内容を基準とする」というのは、専利権の保護範囲がその権利要求に記載された技術特徴によって確定される範囲を基準とし、また記載された技術特徴と同等の特徴によって確定される範囲も含むことを指す。「等同特徴（同等の特徴）」とは、記載された技術特徴と基本的に同じ手段で、基本的に同じ機能を実現し、基本的に同じ効果を達成し、かつ所属分野の一般の技術人員が創造的な労働を経る必要なく連想することが可能な特徴を指す。

第十三条

当事者が調停、和解協定に達したか、請求人が請求を撤回した場合を除き、専利管理部門の専利権侵害紛糾では処理決定書を作成しなければならない、以下の内容を明記する。

- (一) 当事者の名称または氏名、住所。
- (二) 当事者の陳述した事実と理由。
- (三) 権利侵害行為の認定が成立するか否かの理由と根拠。
- (四) 処理を決定し、権利侵害行為が成立していると認定した場合、被請求人に速やかに停止すべき権利侵害行為の種類、対象、範囲を明確に記述して命じなければならない。権利侵害行為が不成立だと認定した場合、請求人の請求を差し戻ししなければならない。
- (五) 処理決定に不服で行政訴訟を起こす方法と期限。

処理決定書は案件担当者が署名し、また専利管理部門の公印を捺印しなければならない。

第十四条

専利管理部門または人民法院が権利侵害が成立すると認定する処理決定または判決を出した後、被請求人は同一の専利権について再び同類の権利侵害行為を行い、専利権者または利

第十六条

専利法第 59 条第 1 項で述べる「発明または実用新型専利権の保護範囲はその権利要求の内容を基準とする」というのは、専利権の保護範囲がその権利要求に記載された技術特徴によって確定される範囲を基準とし、また記載された技術特徴と同等の特徴によって確定される範囲も含むことを指す。「等同特徴（同等の特徴）」とは、記載された技術特徴と基本的に同じ手段で、基本的に同じ機能を実現し、基本的に同じ効果を達成し、かつ所属分野の一般の技術人員が創造的な労働を経る必要なく連想することが可能な特徴を指す。

第十七条

当事者が調停、和解協定に達したか、請求人が請求を撤回した場合を除き、専利管理部門の専利権侵害紛糾では処理決定書を作成しなければならない、以下の内容を明記する。

- (一) 当事者の名称または氏名、住所。
- (二) 当事者の陳述した事実と理由。
- (三) 権利侵害行為の認定が成立するか否かの理由と根拠。
- (四) 処理を決定し、権利侵害行為が成立していると認定した場合、被請求人に速やかに停止すべき権利侵害行為の種類、対象、範囲を明確に記述して命じなければならない。権利侵害行為が不成立だと認定した場合、請求人の請求を差し戻ししなければならない。
- (五) 処理決定に不服で行政訴訟を起こす方法と期限。

処理決定書は案件担当者が署名し、また専利管理部門の公印を捺印しなければならない。

第十八条

専利管理部門または人民法院が権利侵害が成立すると認定する処理決定または判決を出した後、被請求人は同一の専利権について再び同類の権利侵害行為を行い、専利権者または利

害関係者が処理を請求した場合、専利管理部門は権利侵害行為を速やかに停止するよう命じる処理決定を直接出すことができる。

第三章 専利紛糾の調停

第十五条

専利管理部門に専利紛糾の調停を請求する場合、請求書を提出しなければならない。

請求書には以下の内容が記載されなければならない。

(一) 請求人の氏名または名称、住所、法定代表人または主な責任者の氏名、職務、代理人に委託する場合は代理人の氏名と代理機関の名称、住所。

(二) 被請求人の氏名または名称、住所。

(三) 調停を請求する具体的な事項と理由。

専利権侵害の損害賠償金額を単独で請求する場合、専利管理部門が出した権利侵害行為の成立を認定する処理決定書の副本を提出しなければならない。

第十六条

専利管理部門は調整請求書を受理した後、速やかに請求書の副本を郵送や直接提出、またその他の方式により被請求人に送達し、受理した日から 15 日以内に意見陳述書を提出するよう要求しなければならない。

第十七条

被請求人が意見陳述書を提出し、また調停の実施に同意した場合、専利管理部門は速やかに立案し、また請求人と被請求人に調停を行う時間と場所を通知する。

被請求人が期限を過ぎても意見陳述書を提出しないか、意見陳述書の中で調整を受け入れないと表明した場合、専利管理部門は立案せず、かつ請求人に通知する。

害関係者が処理を請求した場合、専利管理部門は権利侵害行為を速やかに停止するよう命じる処理決定を直接出すことができる。

第三章 専利紛争の調停

第十九条

専利管理部門に専利紛争の調停を請求する場合、請求書を提出しなければならない。

請求書には以下の内容が記載されなければならない。

(一) 請求人の氏名または名称、住所、法定代表人または主な責任者の氏名、職務、代理人に委託する場合は代理人の氏名と代理機関の名称、住所。

(二) 被請求人の氏名または名称、住所。

(三) 調停を請求する具体的な事項と理由。

専利権侵害の損害賠償金額を単独で請求する場合、専利管理部門が出した権利侵害行為の成立を認定する処理決定書の副本を提出しなければならない。

第二十条

専利管理部門は調整請求書を受理した後、**審査を経て受理条件に合致するものについては**、速やかに請求書の副本を郵送や直接提出、またその他の方式により被請求人に送達し、受理した日から 15 日以内に意見陳述書を提出するよう要求しなければならない。

第二十一条

被請求人が意見陳述書を提出し、また調停の実施に同意した場合、専利管理部門は速やかに立案し、また請求人と被請求人に調停を行う時間と場所を通知する。

被請求人が期限を過ぎても意見陳述書を提出しないか、意見陳述書の中で調整を受け入れないと表明した場合、専利管理部門は立案せず、かつ請求人に通知する。

第十八条

専利管理部門の専利紛糾調停では関連機関または個人の協力を要請することができ、要請された機関や個人は調停の実施に協力しなければならない。

第十九条

当事者が調停により協定に達した場合、調停協定書を作成し、双方の当事者が署名または捺印し、かつ専利管理部門に報告しなければならない。協定に達しなかった場合、専利管理部門は案件を取り消す方法で案件を終了し、また双方の当事者に通知する。

第二十条

専利出願権または専利権の帰属紛糾で調停を請求した場合、当事者は専利管理部門の受理通知書を持って国家知識産権局に当該専利出願または専利権の関連手続きを中止するよう請求することができる。

調停により協定に達した場合、当事者は調停協定書を持って国家知識産権局に対して回復手続きを行わなければならない。協定に達しなかった場合、当事者は専利管理部門が発行した案件取り消し通知書を持って国家知識産権局に対して回復手続きを行わなければならない。請求中止日から満1年経っても中止の延長を請求しない場合、国家知識産権局は関連手続きを自ら回復させる。

第四章 他人の専利の偽造と専利を偽る行為の調査処理

第二十一条

専利管理部門が発見したか、通報を受けて他人の専利の偽造や他人の専利を偽る行為を発見した場合、速やかに立案し、また2人または2人以上の案件の担当者を指定して調査処理を行う。

第二十二条

他人の専利の偽造や他人の専利を偽る行為

第二十二条

専利管理部門の専利紛争調停では関連機関または個人の協力を要請することができ、要請された機関や個人は調停の実施に協力しなければならない。

第二十三条

当事者が調停により協定に達した場合、調停協定書を作成し、双方の当事者が署名または捺印し、かつ専利管理部門に報告しなければならない。協定に達しなかった場合、専利管理部門は案件を取り消す方法で案件を終了し、また双方の当事者に通知する。

第二十四条

専利出願権または専利権の帰属紛争で調停を請求した場合、当事者は専利管理部門の受理通知書を持って国家知識産権局に当該専利出願または専利権の関連手続きを中止するよう請求することができる。

調停により協定に達した場合、当事者は調停協定書を持って国家知識産権局に対して回復手続きを行わなければならない。協定に達しなかった場合、当事者は専利管理部門が発行した案件取り消し通知書を持って国家知識産権局に対して回復手続きを行わなければならない。請求中止日から満1年経っても中止の延長を請求しない場合、国家知識産権局は関連手続きを自ら回復させる。

第四章 専利偽称行為の調査処理

第二十五条

専利管理部門が発見したか、通報を受けて専利偽称行為を発見した場合、速やかに立案し、また2人または2人以上の案件の担当者を指定して調査処理を行う。

第二十六条

専利偽称行為の調査処理は行為発生地

の調査処理は行為発生地の特許管理部門が管轄する。

特許管理部門の管轄権で争議が生じた場合、その共同の上級人民政府の特許管理部門が管轄を指定する。共同の上級人民政府の特許管理部門がない場合、国家知識産権局が管轄を指定する。

第二十三条

特許管理部門は行政処罰決定を出す前に、当事者に対して下す処罰決定の事実、理由、根拠を告知し、また当事者に対して法により持つ権利を告知しなければならない。

第二十四条

利管理部門が管轄する。

特許管理部門の管轄権で争議が生じた場合、その共同の上級人民政府の特許管理部門が管轄を指定する。共同の上級人民政府の特許管理部門がない場合、国家知識産権局が管轄を指定する。

第二十七条

特許管理部門が特許偽称製品の差押、押収にあたって、その責任者の許可を得なければならない。差押、押収を実施する際に、当事者に関係通知書を提示し、且つ当事者に行政再議の申請、及び行政訴訟の提起の権利を有することを告知しなければならない。

当事者の財物を差押、押収する際に、その場で確認し、押収品目録を作成して、当事者と案件の担当者が署名または捺印した上、該押収品目録1式を当事者に交付しなければならない。

第二十八条

案件の調査が終わった後、特許管理部門の責任者の許可を経て、案件の状況に応じてそれぞれ下記の処理を行う。

(一) 特許偽称行為が成立する場合、行政処罰を与える。

(二) 特許偽称行為が成立しない場合、案件を取り消す。

(三) 犯罪の嫌疑がある場合、公安機関に移送する。

第二十九条

特許管理部門は行政処罰決定を出す前に、当事者に対して下す処罰決定の事実、理由、根拠を告知し、また当事者に対して法により持つ権利を告知しなければならない。

特許管理部門は金額の大きい罰金を決定しようとする前に、当事者に聴聞会の実施を要求する権利があることを告知しなければならない。当事者が聴聞を要求する場合、法に従って聴聞の手続を行わなければならない。

第三十条

当事者は陳述と弁明を行う権利があり、専利管理部門は当事者の提出した事実や理由、根拠に対して確認しなければならない。

第二十五条

調査により、他人の専利の偽造や他人の専利を偽る行為が成立している場合、専利管理部門は処罰決定書を作成し、以下の内容を明記する。

(一) 当事者の名称または氏名、住所。

(二) 他人の専利の偽造や他人の専利を偽る行為が成立していると認定する証拠や理由、根拠。

(三) 処罰の内容および履行方法。

(四) 処罰決定に不服で行政訴訟を起す方法と期限。

処罰決定書は専利管理部門の公印を捺印しなければならない。

第二十六条

調査により、他人の専利の偽造や他人の専利を偽る行為が成立していない場合、専利管理部門は案件の取り消しという方法で案件を終了する。

第五章 調査・証拠の保全

当事者が陳述と弁明の権利を有し、**専利管理部門は当事者の弁明でそれに対する行政処罰を重くしてはならない。**

専利管理部門は当事者の提出した事実や理由、根拠に対して確認しなければならない。当事者が提出した事実や理由が成立する場合、専利管理部門がそれを受け入れなければならない。

第三十一条

情状が複雑で又は重大な違法行為に対して比較的重い行政処罰を与える場合、専利管理部門の責任者が共同で検討した上で、決定しなければならない。

第三十二条

調査により、**専利偽称行為**が成立している場合、専利管理部門は処罰決定書を作成し、以下の内容を明記する。

(一) 当事者の名称または氏名、住所。

(二) **専利偽称行為**が成立していると認定する証拠や理由、根拠。

(三) 処罰の内容および履行方法。

(四) 処罰決定を不服とし、**行政再議**を申請する、**及び行政訴訟を提起する**方法と期限。

処罰決定書には専利管理部門の公印を捺印しなければならない。

【第二十八条に編入】

第三十三条

案件が終了した後、専利管理部門は案件の処理結果について署名した苦情の申立人又は告発者に知らせなければならない。

第五章 調査・証拠の保全

第二十七条

専利権侵害紛争の処理や他人の専利の偽造や他人の専利を偽る行為の調査処理の過程で、専利管理部門は必要に基づいて職権により関連の証拠を調査、収集することができる。

第二十八条

専利管理部門は証拠の調査、収集で案件と関連のある契約や帳簿といった関連文書を閲覧、複製することができる。当事者と証人に事情聴取をすることができる。測量や写真撮影、映像撮影といった方法を採用して現場検証を行うことができる。製造方法の専利権侵害の嫌疑がある場合、専利管理部門は被調査人に現場で実演を行うよう要求することができる。

専利管理部門は調査、収集した証拠の記録を作成しなければならない。記録は案件の担当者、調査される機関または個人によって署名または捺印されなければならない。調査される機関または個人が署名または捺印を拒絶した場合、記録上に明記しなければならない。

第二十九条

専利管理部門の証拠の調査、収集ではサンプル抽出による証拠保全の方法を採用することができる。

製品専利に関連する場合、権利侵害の嫌疑のある製品から一部分を抽出してサンプルとすることができる。方法専利に関する場合、当該方法に基づいて直接獲得した嫌疑のある製品から一部分を抽出してサンプルとすることができる。抽出されるサンプルの数は事実を証明できる量を限度とする。

専利管理部門はサンプル抽出による証拠の

第三十四条

専利権侵害紛争の処理や**専利偽称行為の調査処理**の過程で、専利管理部門は必要に基づいて職権により関連の証拠を調査、収集することができる。

法執行人員は関連証拠を調査、収集する時、**当事者又は関係者に行政法執行者としての身分証明書**を提示しなければならない。当事者と関係者は相互に協力し、**事実通りに事情を提供**しなければならない、拒否や妨害してはならない。

第三十五条

専利管理部門は証拠の調査、収集で案件と関連のある契約や帳簿といった関連文書を閲覧、複製することができる。当事者と証人に事情聴取をすることができる。測量や写真撮影、映像撮影といった方法を採用して現場検証を行うことができる。製造方法の専利権侵害の嫌疑がある場合、専利管理部門は被調査人に現場で実演を行うよう要求することができる。

専利管理部門は調査、収集した証拠の記録を作成しなければならない。記録は案件の担当者、調査される機関または個人によって署名または捺印されなければならない。調査される機関または個人が署名または捺印を拒否した場合、**案件の担当者が**記録上に明記しなければならない。

第三十六条

専利管理部門の証拠の調査、収集ではサンプル抽出による証拠保全の方法を採用することができる。

製品専利に関連する場合、権利侵害の嫌疑のある製品から一部分を抽出してサンプルとすることができる。方法専利に関する場合、当該方法に基づいて直接獲得した嫌疑のある製品から一部分を抽出してサンプルとすることができる。抽出されるサンプルの数は事実を証明できる量を限度とする。

専利管理部門はサンプル抽出による証拠の

保全の記録を作成しなければならず、抽出されたサンプルの名称、特徴、数量を明記しなければならない。記録は案件の担当者、調査される機関または個人が署名または捺印しなければならない。

第三十条

証拠が消滅または今後獲得するのが難しく、またサンプル抽出による証拠保全を行うことのできない状況下では、専利管理部門は保存登録を行い、また7日以内に決定を行うことができる。

保存登録された証拠は、調査される機関や個人は破壊または移転してはならない。

専利管理部門は保存登録の際に記録を作成し、保存登録される証拠の名称、特徴、数量、保存場所を明記しなければならない。記録は案件の担当者、調査される機関または個人が署名または捺印しなければならない。

第三十一条

専利管理部門が証拠を調査、収集し、証拠資料を確認する場合、関連機関や個人は事実どおりに提供し、調査に協力しなければならない。

第三十二条

専利管理部門がその他の専利管理部門に証拠の調査、収集の協力を委託する場合、明確な要求を提示しなければならない。委託を受けた部門は速やか、真摯に証拠の調査、収集に協力し、また速やかに回復しなければならない。

保全の**明細リスト**を作成しなければならず、抽出されたサンプルの名称、特徴、数量を明記しなければならない。**明細リスト**は案件の担当者、調査される機関または個人が署名または捺印しなければならず、**且つ被調査人に1式を交付するものとする。**

第三十七条

証拠が消滅または今後獲得するのが難しく、またサンプル抽出による証拠保全を行うことのできない状況下では、専利管理部門は保存登録を行い、また7日以内に決定を行うことができる。

保存登録された証拠は、調査される機関や個人は破壊または移転してはならない。

専利管理部門は保存登録の際に**明細書**を作成し、保存登録される証拠の名称、特徴、数量、保存場所を明記しなければならない。**明細書**は案件の担当者、調査される機関または個人が署名または捺印しなければならず、**且つ被調査人に1通を交付しなければならない。**

【専利法及び本弁法第三十四条にすでに関連規定があったため、削除する】

第三十八条

専利管理部門がその他の専利管理部門に証拠の調査、収集の協力を委託する場合、明確な要求を提示しなければならない。委託を受けた部門は速やか、真摯に証拠の調査、収集に協力し、また速やかに回復しなければならない。

第三十九条

税関が押収した**権利侵害嫌疑のある貨物**に対する調査にあたって、専利管理部門による協力を要請した場合、専利管理部門が法に基づいて協力しなければならない。

専利管理部門は輸出入貨物に係わる**権利侵害案件**の処理にあたって、税関による協力を要請することができる。

第六章 法律責任

第三十三条

専利管理部門は専利権侵害行為が成立すると認定し、処理決定を行う場合、権利侵害者に対して権利侵害行為を速やかに停止するよう命じ、権利侵害行為を制止する以下の措置を採用する。

(一) 権利侵害者が専利製品を製造している場合、速やかに製造行為を停止するよう命じ、権利侵害製品を製造する専用の設備、鋳型を廃棄、またまだ販売していない権利侵害製品は販売、使用またはどのような形式でも市場へ投入してはならない。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。

(二) 権利侵害者が専利の方法を使用した場合、速やかに使用行為を停止するよう命じ、専利の方法を実施する専用の設備、鋳型を廃棄、またまだ販売していない専利の方法に基づいて直接獲得した製品は販売、使用またはどのような形式でも市場へ投入してはならない。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。

(三) 権利侵害者が専利製品または専利の方法に基づき直接獲得した製品を販売した場合、速やかに販売行為を停止するよう命じ、またまだ販売していない権利侵害製品は使用またはどのような形式でも市場へ投入してはならない。まだ販売していない権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。

(四) 権利侵害者が専利製品の販売を許諾し、又は専利方法により直接製品を得た場合には、販売許諾行為を速やかに停止し、影響を取り除き、またいかなる実際の販売行為も実施してはならないと命じる。

(五) 専利権侵害者が専利製品を輸入、または専利方法に基づいて直接製品を取得した場合、権利侵害者に速やかに輸入を停止するよう命じる。権利侵害製品が既に入国した場合、

第六章 法律責任

第四十条

専利管理部門は専利権侵害行為が成立すると認定し、処理決定を行う場合、権利侵害者に対して権利侵害行為を速やかに停止するよう命じ、権利侵害行為を制止する以下の措置を採用する。

(一) 権利侵害者が専利製品を製造している場合、速やかに製造行為を停止するよう命じ、権利侵害製品を製造する専用の設備、鋳型を廃棄、またまだ販売していない権利侵害製品は販売、使用またはどのような形式でも市場へ投入してはならない。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。

(二) 権利侵害者が専利の方法を使用した場合、速やかに使用行為を停止するよう命じ、専利の方法を実施する専用の設備、鋳型を廃棄、またまだ販売していない専利の方法に基づいて直接獲得した製品は販売、使用またはどのような形式でも市場へ投入してはならない。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。

(三) 権利侵害者が専利製品または専利の方法に基づき直接獲得した製品を販売した場合、速やかに販売行為を停止するよう命じ、またまだ販売していない権利侵害製品は使用またはどのような形式でも市場へ投入してはならない。まだ販売していない権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。

(四) 権利侵害者が専利製品の販売を許諾し、又は専利方法により直接製品を得た場合には、販売許諾行為を速やかに停止し、影響を取り除き、またいかなる実際の販売行為も実施してはならないと命じる。

(五) 専利権侵害者が専利製品を輸入、または専利方法に基づいて直接製品を取得した場合、権利侵害者に速やかに輸入を停止するよう命じる。権利侵害製品が既に入国した場合、販

販売や使用またはどのような形式でも市場へ投入してはならない。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。権利侵害製品がまだ入国していない場合、処理決定を関連の税関に通知することができる。

(六) 権利侵害行為を停止するその他の必要な措置。

第三十四条

専利管理部門が専利権侵害行為の成立を認定する処理決定を行った後、被請求人は人民法院に行政訴訟を提起した場合、訴訟期間は決定の執行を停止しない。

権利侵害者が専利管理部門の出した権利侵害行為の成立を認定する処理決定の期限が到来しても起訴せず、また権利侵害行為を停止しない場合、専利管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第三十五条

他人の専利を偽造し、刑法第 216 条に抵触する嫌疑のある場合、専利管理部門が司法機関に移送して刑事責任を追及する。

専利証書を偽造または変造し、刑法第 280 条の規定に抵触する嫌疑のある場合、専利管理部門が司法機関に移送して刑事責任を追及する。

第三十六条

他人の専利を偽造し専利を偽る行為が成立すると専利管理部門が認定した場合、行為人に次の改正措置を採用するよう命じなければならない。

(一) 製造、販売する製品、製品の包装上に他人の専利番号を標記、または専利標記のある非専利製品を製造、販売した場合、行為人に当該専利標記と専利番号を速やかに除去するよう命じる。専利標記と専利番号を製品と分離するのが難しい場合、行為人に当該製品を廃棄するよう命じる。

(二) 広告またはその他の宣伝資料の中で他人の専利番号を使用、または広告あるいはそ

売や使用またはどのような形式でも市場へ投入してはならない。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品を廃棄するよう命じる。権利侵害製品がまだ入国していない場合、処理決定を関連の税関に通知することができる。

(六) 権利侵害行為を停止するその他の必要な措置。

第四十一条

専利管理部門が専利権侵害行為の成立を認定する処理決定を行った後、被請求人は人民法院に行政訴訟を提起した場合、訴訟期間は決定の執行を停止しない。

権利侵害者が専利管理部門の出した権利侵害行為の成立を認定する処理決定の期限が到来しても起訴せず、また権利侵害行為を停止しない場合、専利管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第四十二条

専利偽称行為が刑法第 216 条に抵触する嫌疑のある場合、専利管理部門が**公安機関**に移送して刑事責任を追及する。

専利証書を偽造または変造し、刑法第 280 条の規定に抵触する嫌疑のある場合、専利管理部門が**公安機関**に移送して刑事責任を追及する。

第四十三条

専利偽称行為が成立すると専利管理部門が認定した場合、行為人に次の改正措置を採用するよう命じなければならない。

(一) 専利権が付与されていない製品或いはその包装に**専利標識**を表記し、**専利権が無効宣告**された後又は**期限満了**後に、引き続き製品或いはその包装に**専利標識**を表記し、又は**許諾**を得ずに他人の専利番号を使用する場合、その表記行為を速やかに停止し、販売していない製品或いはその包装にある**専利標識**を除去しなければならない。製品にある**専利標識**の除去が難しい場合、当該製品を廃棄しなければならない。

の他の宣伝資料の中で非専利技術を専利技術と称した場合、行為人に当該広告または当該宣伝資料の配布を停止し、影響を取り除き、またまだ配布していない宣伝資料の納入を命じる。

(三) 契約で他人の専利番号を使用、または契約中で非専利技術を専利技術と称した場合、行為人に契約のもう一方の当事者に速やかに通知し、契約の関連内容を改正するよう命じる。

(四) 他人の専利証書、専利文書または専利申請文書を偽造または変造した場合、あるいは専利証書、専利文書または専利申請文書を偽造または変造した場合、行為人に上述の行為を速やかに停止し、偽造または変造した専利証書、専利文書または専利申請文書を納入するよう命じる。

(五) その他の必要な改正措置。

第三十七条

他人の専利を偽造し専利を偽る行為が成立すると専利管理部門が認定し、処罰決定を出す場合、公告しなければならない。

第三十八条

他人の専利を偽造する行為が成立すると専利管理部門が認定した場合、次の方法に照らして行為人の違法所得を確定することができる。

(一) 他人の専利を偽造する製品を販売した場合、製品の販売価格に販売した製品の数量を乗算してその違法所得とする。

(二) 他人の専利を偽造する契約を結んだ

(二) 前記(一)項に記載される製品を販売する場合、販売行為を速やかに停止しなければならない。

(三) 広告又はその他の宣伝資料の中で専利権が付与されていない技術又は設計を専利技術又は専利設計と称し、専利出願を専利と称し、又は許諾を得ずに他人の専利番号を使用し、関連する技術又は設計を他人の専利技術又は専利設計であると公衆に誤認させる場合、当該広告の掲載又は当該宣伝資料の配布を速やかに停止させ、配布されていない宣伝資料を廃棄し、且つその影響を取り除かなければならない。

(四) 専利証書、専利書類又は専利出願書類を偽造又は変造する場合、偽造又は変造行為を速やかに停止し、偽造又は変造した専利証書、専利書類又は専利出願書類を廃棄して、且つ影響を取り除かなければならない。

(五) 公衆に混同を与え、専利権が付与されていない技術又は設計を専利技術又は専利設計と誤認させるその他の場合、速やかに影響を取り除かなければならない。

(六) その他の必要な改正措置。

第四十四条

専利偽称行為が成立すると専利管理部門が認定し、処罰決定を出す場合、公告しなければならない。

第四十五条

専利偽称行為が成立すると専利管理部門が認定した場合、次の方法に照らして行為人の違法所得を確定することができる。

(一) 専利を偽称する製品を販売した場合、製品の販売価格に販売した製品の数量を乗算してその違法所得とする。

(二) 専利を偽称する契約を結んだ場合、受け取った費用をその違法所得とする。

場合、受け取った費用をその違法所得とする。

第三十九条

専利管理部門が処罰決定を出した後、当事者が人民法院に行政訴訟を提訴した場合、訴訟期間には決定の執行を停止しない。

第四十条

他人の専利を偽造し専利を偽る行為人は処罰決定書を受領した日から 15 日以内に、指定の銀行で処罰決定書に明記された罰金を納めなければならない。期限が過ぎても納めない場合、1 日当たり罰金額の 3% を罰金に加える。

第四十一条

専利管理部門が法律により公務を執行するのを拒絶、妨害した場合、公安部門は「治安管理处罰条例」の規定に基づき処罰する。状況が深刻で犯罪を構成する場合、司法機関が法律により刑事責任を追及する。

第七章 附則

第四十二条

元の中国専利局と国家知識産権局の発表し

第四十六条

専利管理部門が処罰決定を出した後、当事者が人民法院に行政訴訟を提訴した場合、訴訟期間には決定の執行を停止しない。

第四十七条

専利偽称行為の行為人は処罰決定書を受領した日から 15 日以内に、指定の銀行で処罰決定書に明記された罰金を納めなければならない。期限が過ぎても納めない場合、1 日当たり罰金額の 3% を罰金に加える。

第四十八条

専利管理部門が法律により公務を執行するのを拒否、妨害した場合、公安機関は「中華人民共和国治安管理处罰法」の規定に基づき処罰する。状況が深刻で犯罪を構成する場合、司法機関が法律により刑事責任を追及する。

第七章 附則

第四十九条

専利管理部門が専利権侵害紛争を処理し、専利を偽称する案件を調査処理するには、立件日から 3 ヶ月以内に案件を終了させなければならない。案件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合、専利管理部門の責任者から許可を得なければならない。

案件の処理過程における聴聞、公告と鑑定などに係る時間が前項に記載される案件の処理時間に算入しないものとする。

第五十条

専利管理部門が関連法律規定に基づいて郵送、直接交付、留置送達、公告送達又はその他の方式により処理決定書、処罰決定書及び関連書類と証拠を送達することができる。

第五十一条

国家知識産権局がこれまでに発表した規則

<p>た規則で本弁法と一致しないものは、本弁法を基準とする。</p> <p>第四十三条 本弁法は国家知識産権局が解釈の責任を負う。</p> <p>第四十四条 本弁法は公布日から施行する。</p>	<p>で本弁法と一致しないものについては、本弁法に準拠する。</p> <p>第五十二条 本弁法は国家知識産権局が解釈の責任を負う。</p> <p>第五十三条 本弁法は 年 月 日から施行する。2001年12月17日付けで国家知識産権局令第十九号より公布された「専利行政法執行弁法」は同時に廃止する。</p>
---	---

『専利行政法執行弁法改正草案（意見募集稿）』についての説明

一、『専利行政法執行弁法』改正の背景

（一）改正の必要性

『専利行政法執行弁法』（以下、法執行弁法という）は専利の行政法執行行為を規範化するための部門規程として、『専利法』、『専利法実施細則』の中にある専利の行政法執行の規定事項の詳細化と補強になるものである。『専利法』及び『専利法実施細則』は改正が行われていることから、法執行弁法の関連内容も適応的な補正が必要となった。

さらに、2001年から施行されている現行の法執行弁法の10年近くの実践を通して、専利の行政法執行で地方知識産権局は経験も豊富に積み上げられてきたが、問題点も発見されている。そのため、実務経験を総括し、目立った課題を解決することによって、現行の法執行弁法の一層の整備を図る必要がある。

（二）改正の原則

適応的な補正作業がメインになる今回の改正では、法執行弁法の『専利法』と『専利法実施細則』及び関連の法令・法規への適合性を確保すること、実践でよく練られた経験を適切に反映させること、実践の中の目立った課題が解決されること、専利の行政法執行行為の一層の規範化を、主な目的としている。従って、今回の改正で法執行弁法の体例や構成について大きな調整は成されていない。

また、部門規程に該当するという法執行弁法の性質、そして各地方での専利行政法執行行為を規範化するものとしては一定の安定性と柔軟性を備える必要があるから、詳細な操作上の内容を過剰に含めるのが適切でないと思われる。この種の具体的内容は地方知識産権局の内部規程又は関連の指導意見の中で具現させると良い。

（三）関連の準備作業

『専利行政法執行弁法』の改正に備えて、当局は2008年8月に特定項目の課題を起動させていた。課題を引き受けた四川省知識産権局と河南省知識産権局において、2009年に課題がクローズされた。課題担当チームは理論と実践の両方から、現行の『専利行政法執行弁法』について込み入った検討を行った上、具体的な修正提案を出した。

また、2007～2008年の専利法及びその実施細則の第三回改正作業に当たっても、当局条法司は浙江、山東、湖北、遼寧等の地方で専利法及びその細則の改正意見の募集とともに、地方知識産権局や専利代理機構、専利出願人と企業から法執行弁法の修正意見も募集していたため、直接的な意見や助言を数多く獲得した。条法司ではさらに、既存の地方専利行政法執行条例を広く収集した上で、システムチックな整理、照合作業を進めながら、焦点を絞った研究を行ってきた。

2010年初頭、当局条法司では法執行弁法改正原稿の作成作業が本格的にスタートし、改正原則と主な構想が確立された。改正草案作りに当たって、専利管理司や北京市知識産権局など、局内外を問わない関連部門から大きな支持を得ている。2010年7月5日、条法司で局機関及び専利局各部門、局の直属する各機構や社会団体に対し、「『専利行政法執行弁法（改正草案）』の意見募集についての書面」を発信し、十八部の回答書面を受け取った。条法司では、これらの意見や助言を真剣に分析、検討した上、その中の合理化提案を改正草案の原稿に盛り込んだ。

二、改正草案の主な内容

（一）国家知識産権局及び地方知識産権局の職責について

1、法執行の委託についての規定を追加

社会・経済・科学技術の発展に伴った専利出願件数も登録件数も増加し続けている中、基層機構及び個人の専利の保護へのニーズが高まっている。ここ数年、社会的ニーズに応えるものとして、広東、浙江、江蘇、山東、四川、重慶、河北等十数省・市では、地方の専利保護条例に準拠した法執行重点の下級移動により、県（市、区）での専利の行政法執行委託業務が進んだ。現行の法的枠組みにおける法執行委託の展開は、法執行職員の養成、省・市知識産権局の法執行力の薄弱さなど問題の改善、専利権者そしてほかの当事者の適法な権益の維持活動の利便化に有益であることが実践で証明された。また、『行政処罰法』でも法執行の委託について定められた。『行政処罰法』第十八条に「法令、法規又は規程に定めたところにより、行政機関はその法定権限の範囲内で本法第十九条に定めた要件に合致する組織に行政処罰の実施を委託して良いとする」との定めがある。

そのため、法執行弁法の中には、法執行（専利偽称行為の調査処分や専利をめぐる紛争の調停に係わるもの）委託の関連規定の追加、そして委託者及び受託者の責任の規定（第五条）の追加を提案している。

条文の中の「区・県級」には、県及び区が設置される市の市轄区、並びに県級市を含めるよう提案していることを説明しておきたい。

2、専利の行政法執行における国家知識産権局の責任の拡大化

専利法で定めたところによると、国家知識産権局では全国の専利業務管理について責任を持つことになっている。専利の行政法執行において、国家知識産権局は地方知識産権局への指導に留まらず、自局の技術や情報上の優位性を活用して、具体的な支援を与えるべきである。そのため、今回の改正では国家知識産権局の指導と支援を与えることの責任の一層の強化が図られた。（第四条）

地方知識産権局により実践の中で確立されている複数の地域横断法執行提携体制は、行政法執行の優位性を十分に活かしたものとして、専利権者及びほかの当事者の適法な権益の維持行動の利便化、権利維持コストの低減化につなげ

ている。しかし、現状では、二つ以上の省・自治区・直轄市で生じている専利権侵害をめぐる紛争や専利偽称行為をめぐる事件の場合、国家知識産権局の主導による法執行活動には明確な根拠が欠ける。そのため、実務上の必要に応じ、法執行弁法に原則としての規定事項（第四条）の追加を提案している。

3、地方知識産権局の調停職能の強化

行政調停とは、紛争の当事者双方の自由意志によるものでかつ要請が提出されたことを前提に、専利管理部門が中に立って、当事者間の平等な協議、相互の理解と譲歩、合意の達成を促して、専利をめぐる紛争の解決を図る方法や活動を指す。法執行の実践で、調停は専利をめぐる紛争対処の重要な方法の一つになりつつある。

『中共中央による社会主義調和社会の構築における若干の重大課題についての決定』には、衝突や紛争の特定・調査・対処業務制度を整備し、人民調停・行政調停・司法調停の有機的な融合を実現させ、法令や政策、経済そして行政上の手段及び教育、話し合い、意思疎通等の方法によって、基層レベルで衝突を解消し、初期の状態ですべてを解決するということが明確にされている。さしあたり、「広域調停」業務体制を確立、整備していくことは、中央政法委からの要求であり、提唱されている方法である。地方知識産権局においても、ほかの専利をめぐる紛争に対する既存の調停職能の充実化を図るとともに、専利権侵害をめぐる事件にはよりスピーディーで簡潔な調停手続や方式を活用して、侵害をめぐる紛争の早期解決に努めなければならない。そして、人民法院との協働を強化し、専利をめぐる紛争の調停協定書の法的効力を高めて、調停協定書の執行を推し進めていく必要がある。そのため、専利権侵害をめぐる紛争の調停についての規定の追加を提案している。（第十三条）

4、地方知識産権局と税関の協働の明確化

知的財産権に係わる行政法執行は、税関による保護措置と密接な関連性を有する。『税関保護条例』第二十一条に、「税関が差し押さえられた権利侵害の疑いがある貨物について調査し、知的財産権の主管部門に対し協力を要請した場合、関連する知的財産権の主管部門は協力しなければならない。知的財産権の主管部門が輸出入貨物の権利侵害をめぐる事件を処理する際に、税関に協力を要請した場合、税関は協力しなければならない」と定めている。地方知識産権局と税関の協働連携の具現化として、税関による保護と関連している規定の追加を提案している。（第三十九条）

（二）専利の行政法執行手続の整備

手続の公正化は、実体の公正化の前提にある。法執行過程に必要な手続上の規定事項を欠くと、実体上の不公正性を招くこともある。行政法執行の規範化、法執行手続の整備を図るため、今回の改正では法執行証明書の提示、法執行回避、処理期間、多額罰金決定のヒアリング手続、送達などの手続上の規範が追加された。主な内容は次に掲げるとおりになる。

1. 忌避についての規定の追加

忌避制度は、専利の行政法執行行為の公正性や公平性が確保される上で重要な意義がある。そのため、忌避が必要とされる事情と手続を明確にする関連規定の新設を提案している。(第六条)。

2. 出願人が行政機関に提出する書類の一層の明確化

今回の修正では実務経験に基づいて、権利侵害をめぐる紛争の処理の申立時に提出すべき書類が一層明確化された。提出書類は二種類ある。一つは主体の適格性の証明、つまり申立人の身分が証明される書類。具体的には、個人の場合は居民身份証又はパスポートなど有効な身份証明書を、機構の場合は有効な営業許可証又はほかの主体適格性が証明される書類の副本、及び法定代表者又は主な責任者の身份証明を提出しなければならない。もう一つは専利権の有効性証明、つまり専利登記簿副本、又は専利証書及び当年度の専利年金納付の預り証。(第八条)

弁法ではさらに、申立人は被申立人数分の請求書の副本のみならず、相手当事者が早期、全面かつ的確に事件の実態が把握できるよう、相応した数の関連証拠も同時に提出しなければならないことが定められた。(第八条)

また、改正専利法では「検索報告書」が「専利権評価報告書」に改訂され、意匠まで拡大されたことから、法執行弁法においても適応的な補正をしなければならないが、『改正専利法を施行するための経過措置』に準拠すると、国家知識産権局では相当長い時期にわたって実用新案専利検索報告書も発行されることへの配慮から、弁法の中では該当の表現に留めることにした。(第八条)

3. 挙証責任について原則としての規定事項の新設

証拠は、専利権侵害をめぐる紛争が解決される上で非常に重要な意義を持つが、現行の専利行政法執行弁法には挙証の原則について明確な定めがない。今回の修正において、専利をめぐる紛争が迅速かつ効果的に処理されるよう、当事者に挙証義務の積極的な履行を求める「主張者挙証」という挙証の原則が確立されており、一方では専利権侵害をめぐる紛争対処の特殊性が配慮され、当事者が客観的な理由により自ら証拠収集ができない場合には専利管理部門に証拠調査を要請することが許容されており、専利行政法執行の役割が十分に果たされるようになっている。

専利法等法令で定めたとところによると、場合によって挙証責任が転換されるなど、「主張者挙証」原則に例外があることを説明しておきたい。例えば、新製品の製造方法の発明専利が係わっている専利権侵害をめぐる紛争の場合、同一の製品を製造する機構や個人は、その製品の製造方法が専利に係わる方法と異なることについての証明を提供しなければならない。よって、弁法の中でも「但し、法律に別途定めがある場合はこの限りではない」と強調した。(第十二条)

4. 封印・差押手段の行使の規範化

専利偽称行為の調査処分は、専利管理部門の重要な職能である。専利法の第

三回改正により、特に専利を偽ることが証明される証拠のある物品に対する封印や差押など、専利偽称行為の調査処分のための法執行手段が地方知識産権局に明確に付与された。専利法に付与された行政法執行手段が適切に運用されることにより、一般公衆の適法な権益が確保されるよう、封印や差押など公衆の利益に大きく影響するような法執行手段の詳細化と規範化を図るものとして、法執行弁法の中に関連する具体的規定の追加を提案している。弁法の中には、まず専利管理部門による専利を偽る物品の封印、差押には責任者の承認を得ることが求められている。そして封印、差押の際に、関連する通知書を当事者に提示しながら、行政復議の申立及び行政訴訟の提起の権利を有することを当事者に告知しなければならない。さらに、当事者の財物の封印、差押を行う場合は、その場で数を調べた上で一覧を作成し、これに当事者及び事件担当者の署名又は押し印がなされた後、当事者に一通を引き渡すことが定められている。(第二十七条)

5. ヒアリング手続の規定を明確に

行政処罰のヒアリング手続とは、行政処罰主体が行政処罰決定を行う前に、本事件の調査担当以外の者の主宰のもとで同事件の調査担当者及び行政処罰を受ける予定の当事者がともに参加するもので、当事者の陳述、弁明そして調査担当者と論じる場として供される聴聞会を指す。『行政処罰法』第42条によると、行政機関が生産停止、営業停止、許可証又は営業免許の廃止、多額な罰金等の行政処罰を下す前に、ヒアリングの実施を求める権利を当事者に告知しなければならない。当事者がヒアリングの実施を要請する場合、行政機関はヒアリングを実行しなければならない。

現行の法執行弁法には、ヒアリング手続が明確に定めていない。『行政処罰法』での要求事項を具現させ、実務の必要性を投影させるため、そして専利に関する行政処罰の特徴が配慮された結果、弁法に関連規定が新設されている。(第二十九条第二項)

6. 弁明行為には処罰加重しない原則の明確化

現行の法執行弁法の、当事者の陳述と弁明の権利を有するという定めのもとに、行政処罰法第三十二条の規定に準拠した上、今回の修正では当事者の陳述・弁明権利が十分に保証されるよう、弁明行為を理由に行政処罰を加重してはならないことがさらに明確にされた一項が新設された。また、当事者が提示している事実や理由が成立するものは、専利管理部門はこれを採用しなければならないとさらに要求されている。(第三十条)

7. 改正措置の一層の整備

専利偽称行為の改正措置は、専利の行政法執行の重要な側面である。当局から国务院法制弁に報告している専利法実施細則修正提案稿において、専利の行政法執行行為の規範化、相手方の適法な権益の確保のための、関連する修正提案も提出されていたが、専利法実施細則の立法階層の制限や文章の長さに関り

があることから、関連する条項は改正実施細則に取り入れられず、法執行弁法で解決されることに留まった。そのため、今回の改正では関連規定の一層の整備が図られた。（第四十三条）

8. 処理専利権侵害をめぐる紛争の処理及び専利偽称行為をめぐる事件の調査処分期間を明確に定めた

法執行手続の整備、行政効率の向上、専利の行政法執行の公開性や透明性の強化を図りながら、当事者に合理的な見通しができるよう、専利権侵害をめぐる紛争の処理及び専利偽称事件の調査処分の期間を、立件した日から起算する三ヶ月間と明確に定めることを提案している。複雑な事件もあることから、弁法では当該期間の適宜な延長が許容されているが、専利管理部門責任者の承認を得たものでなければならぬとしている。（第四十九条）

9. 送達についての専門規定の追加

実践において、書類の送達は行政法執行の非常に重要な一環となる。従来の弁法では、権利侵害処理請求書、調停請求書、答弁書等書類の送達方法についてばらばらに定めていたが、処理決定書、処罰決定書等の重要書類の送達まで及ばず、差置送達、公示送達等の方式の言及もないので、実務操作では不便がある。そのため、今回の修正では行政処罰法第四十条の定めを参考に、民事訴訟法に基づいた送達条項が統一して策定された。「専利管理部門は関連法令に準拠した上、発送、直接提出、差置送達、公示送達又はほかの方式により処理決定書、処罰決定書並びに関連書類や証拠を送達して良いとする」と定めた。（第五十条）

10. ほかの修正内容

専利法や行政処罰法等法令の実施徹底のため、今回の修正では、実務経験を総括した上で、一部の規定の調整、整備作業が行われた。例えば、弁法の適用範囲が明確にされるとともに、三種類の専利の行政法執行タイプ各々の特徴に焦点を当て、個々の基本原則（第二条）が定められた。専利偽称事件の調査終了後の異なる対処方式（第二十八条）が帰納、整理された。行政処罰法第三十二条に準拠して、情状が複雑なもの或いは重大な違法行為に行政処罰の重罰を与える際、専利管理部門の責任者による集団検討の上で決定しなければならないことが定められた（第三十一条）。専利偽称事件の終了後、専利管理部門では事件の処理の結果を署名してある苦情申立人や通報人に告知することが求められている（第三十三条）。法執行担当者が証拠の調査収集に当たり、当事者又は関係者にその行政法執行証明書を提示すること、当事者及び関係者は連携を取り協力して、真実を告げなければならないこと、拒否、阻害をしてはならないことが定められた（第三十四条）。そして、一部の文言や表現の修正、整備も行われた。

